

児童相談所が関与していた児童の母親逮捕事案について

1 事案の概要

鈴鹿児童相談所が関与していた男児（11歳、以下「本児」という。）について、令和5年10月18日に母親によるネグレクトの疑いにより、鈴鹿警察署から身柄付き通告を受け、本児の一時保護を行いました。

この事案について、令和5年11月21日に母親が保護責任者遺棄の容疑で逮捕されました。

2 経過（児童相談所の関わり）

令和5年9月7日 鈴鹿児童相談所が母親から本児の養育について相談を受ける。

令和5年9月中旬 警察官が自宅に臨場し、鈴鹿警察署が鈴鹿児童相談所に対し、ネグレクトとして本児の身柄付き通告を行う。鈴鹿児童相談所は本児の一時保護を試みるが、本児に強く拒否されたことから、母親と話し合い、自宅へ戻した。

令和5年9月中旬～ 鈴鹿児童相談所とともに、小学校や市役所などの関係機関が連携して週に2～3回家庭訪問を行い、本児の見守りを継続しながら、本児への一時保護の説得を続ける。

母親とも随時連絡をとり、本児の状況を確認。

令和5年10月18日 鈴鹿警察署から身柄付き通告を受け、本児を説得し、一時保護を行う。現在も一時保護を継続中。

令和5年11月21日 母親が保護責任者遺棄の容疑で逮捕される。

3 課題と対応

今後速やかに、以下の視点等から事案の過程について振り返りを行い、改善できる点がなかったか確認を行います。

- ・ 児童相談所の対応
- ・ 市・学校等の関係機関との連携のあり方
- ・ 児童相談所へのサポート体制 など